

新型インフルエンザ発生初期における水際対策について（案）

国外で新型インフルエンザが発生した場合、ウイルス感染者の水際での侵入防止を徹底し、国内でのまん延を可能な限り防がなければならない一方、人道的観点からは、帰国を希望する在外邦人を速やかに帰国させることが求められる。水際対策を構築するに当たっては、これら2つの課題の両立を可能な限り追求する必要があるため、関係省庁の施策を総動員し、国際社会と歩調を合わせつつ、迅速かつ実効性のある、きめ細かな対応を行うこととする。

具体的には、新型インフルエンザが発生した場合、直ちに新型インフルエンザ対策本部を設置し、関係省庁は、在外邦人への感染症危険情報の発出（注）、検疫実施空港・港湾の集約化や感染のおそれのある者に対する停留措置を開始する。また、ウイルスの侵入防止を徹底するため、発生国からの外国人の入国や第三国を経由した入国を制限することを視野に入れつつ、発生国における在外邦人の安全と帰国手段の確保に努める。

なお、水際対策については、国内での感染が拡大し、対策を続けることの意味がなくなったと考えられる時点で、通常の検疫体制に戻す。

（注）状況に応じ、対策本部の設置前に発出することもありうる。

I. 在留邦人等の現状

1. アジア各国・地域の在留邦人等の状況

① アジア諸国の在留邦人数は、次のとおり。【別紙1参照】

（万人）

中国	タイ	シンガポール	韓国	台湾	フィリピン	インドネシア	マレーシア	ベトナム
12.5	4.0	2.6	2.2	1.6	1.3	1.1	1.0	0.5

（注）在留邦人のほか、中国には短期滞在中の邦人が常時4万人程度、インドネシアには常時0.5万人程度いる。

② 中国・インドネシアの主要都市の状況は、次のとおり。

	北京市	上海市	香港	ジャカルタ	
在留邦人	1.2万人	4.4万人	2.7万人	0.6万人	
邦人渡航数（年間）	中国本土	374万人	131万人	インドネシア全土	43万人
新型インフルエンザ指定医療機関	4か所	1か所	1か所	3か所	

2. 定期便の就航状況

① 中国・東南アジアの主要都市からの定期便（直行便）の便数は、次のとおり。

◎ 中国からの定期便の就航状況（1日当たりおおよその便数）【別紙2参照】

北京	上海	香港	広州	大連	青島	その他
23便	45便	22便	12便	11便	4便	20便程度

◎ 東南アジア諸国からの定期便の就航状況（1日当たりおおよその便数）【別紙3参照】

バンコク	シンガポール	マニラ	クアラルンプール	ホーチミン	デンパサール	ジャカルタ	ハノイ
20便	15便	8便	5便	4便	4便	2便	2便

◎ 到着空港別の定期便の就航状況（1日当たりおおよその便数）【別紙3、4参照】

	検疫集約港				札幌、仙台、福島、新潟、小松、富山、羽田、岡山、広島、松山、北九州、長崎、鹿児島、沖縄
中国	成田	関空	中部	福岡	羽田4便、その他はそれぞれ1便以下
	51便	32便	17便	10便	
東南アジア	36便	17便	5便	3便	広島1便以下

② 中国と我が国との外航客船定期航路は、次のとおり。【別紙5参照】

	隻数	定員	所要時間	便数/週
上海～神戸・大阪	1隻	345人	44時間	1便
上海～大阪	1隻	272人	45時間	1便
天津～神戸	1隻	399人	50時間	1便
青島～下関	2隻	350人, 475人	25時間	3便
太倉～下関	1隻	475人	29時間	1便

(注) 1. 乗客は、日本人3割、中国人7割程度。観光、ビジネスなど。
2. その他の客船の定期航路は、韓国、サハリン及び、台湾のみ。

II. 水際対策の実施方針

1. 基本的な考え方

- 外国で新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）は、その致死率、感染者が入国する可能性等を踏まえ、次の観点から、諮問委員会の意見を聞きつつ、総合的に検討を行い、実施方針を決定する。
 - a. 感染者の国内への流入を可能な限り防止する必要があること。
 - b. 帰国を希望する在留邦人及び短期滞在者（以下「在外邦人」という。）を速やかに帰国させる必要があること。
 - c. 現場において混乱が生じないよう、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の

受入体制（検疫、停留の収容能力等）と整合的である必要があること。

2. 水際対策実施方針のパターン

- 水際対策の具体的な実施方針（帰国者の停留、在外邦人の帰国手段、外国人の入国等のあり方）については、新型インフルエンザの感染の状況に応じ、いくつかのパターンが考えられる。

◎ 対応パターンの例

	パターン1		パターン2
戦略・考え方	感染者入国を最大限防止	←→	感染者入国を抑制
状況の想定例	感染者の搭乗・乗船が十分予想される。 例) 直行便のある主要都市で発生し、緊迫した状況にある。	←→	感染者の搭乗・乗船がほぼ想定されない。 例) 辺境地で発生し、当面、感染者入国の可能性が低い。
検疫実施空港・港湾	集約化		集約化
停留の対象となる「感染したおそれのある者」	発生国からの入国者全て（宿泊施設等に10日間停留）	←→	患者との濃厚接触者（医療機関等に10日間停留）
航空機等の運航自粛	全便について要請	←→	当面なし。感染拡大に応じ検討
在外邦人の帰国手段	代替帰国手段（在外邦人対象）	←→	定期便で帰国
外国人への査証発給制限	停止	←→	審査の厳格化

（注）濃厚接触者の範囲については、新型インフルエンザの感染力を踏まえて判断。

Ⅲ. 発生時の初動対応

1. 初動対応の検討・準備

- ① 海外において新型インフルエンザ発生の疑いがある場合、政府は、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対応について協議・検討する。
- ② 関係省庁対策会議の決定を受け、外務省は、最初の感染症危険情報（不要不急の渡航延期、退避の可能性の検討）を発出し、査証発給の際書類による感染の有無の確認を行う。厚生労働省は、発生国からの直行便に対する検疫を強化するよう検疫所に指示する。また、発生したと確認された場合に備え、関係省庁は水際対策の実施に向けた協議・検討を開始する。

- ③ 新型インフルエンザ発生疑いの疑いが強まった場合、WHO では、フェーズ 4 の宣言を行うのに先立ち、地域封じ込めの検討に入ることになると予想されることから、その時点で、総理が主催する新型インフルエンザ対策関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を開催し、検疫実施空港・港湾の集約化等の準備について指示を行う。

2. 対策本部の設置と初動対応方針の決定

- ① WHO がフェーズ 4 を宣言すると同時に、全閣僚からなる対策本部を設置する。対策本部は、WHO や主要国の動向も踏まえつつ、感染症危険情報の発出、検疫実施空港・港湾の集約化、停留の実施、外国人への査証発給制限等を開始することを決定する。
- ② なお、WHO の宣言が遅れ、それ以前に我が国として早急に対応すべきと判断される場合には、閣僚会議において、①の決定を行う。

IV. 感染症危険情報の発出

- ① 外務省は、WHO による勧告、発生国の状況（感染状況、医療体制等）、主要国の動向を踏まえ、フェーズの変化に応じ、関係省庁対策会議又は対策本部に報告の上、感染症危険情報を発出する。また、WHO が地域封じ込めを行う場合、在外邦人に対し、協力を呼びかける。

◎ 感染症危険情報のパターン

WHO のフェーズ 4 の宣言前	不要不急の渡航については、延期も含め検討してください。予め今後の退避の可能性も含め検討してください。
フェーズ 4～6	渡航は延期してください。 今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。 帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意してください。
例外的ケース（発生国当局が出国禁止措置をとった場合）	現地の安全な場所に留まり、感染予防対策を徹底してください。

- ② 外務省は、感染症危険情報発出に併せ、在外邦人に対し、関連情報として、感染者の発生状況、感染予防策、現地の医療体制、防疫措置（出国制限等）の状況、民間航空機等の運行状況、現地に留まる場合の注意事項（生活物資の備蓄等）、大使館相談窓口の連絡先及び領事窓口体制を伝えるとともに、検疫強化の具体的情報（濃厚接触者の考え方を含む）、帰国に際しては空港にて検疫官の指示に従うこと等関係省庁が発出する国内措置を改めて周知する。

V. 帰国を希望する在外邦人への対応

1. 基本的な考え方

- ① 発症者を除き、国内の受入体制（検疫、停留場所等）に留意しつつ、帰国を希望する全ての在外邦人を速やかに帰国させる。
- ② 発生前後の時期では、在外邦人の多くが民間航空機の定期便で帰国するものと思われるが、仮に、発生国政府の方針や対策本部の決定による運航自粛要請により、発生国からの定期便の運航が停止することがあれば、帰国手段を断たれた在外邦人の退避オペレーションが必要となる。【別紙6参照】
（参考）1998年インドネシア暴動時の邦人退避
 - ・インドネシア在留邦人の2/3が帰国
 - ・民間航空会社の臨時便18便を4461人が利用
 - ・政府による民間航空機のチャーター4便を258人が利用（バリ→シンガポール）
 - ・自衛隊機6機、海上保安庁巡視船2隻がシンガポールで待機（実際には使用せず）。
- ③ なお、WHOの方針や発生国政府の決定により、地域封じ込めの観点から運航停止や出国制限の措置がとられた場合、これに対する協力を行うとともに、在外邦人の帰国が速やかに行われるよう最大限努力する。退避オペレーションを進めるかどうかについては、国際世論等を見極め、慎重に判断を行う。

2. 帰国手段の確保

（1）民間航空機等の定期便・臨時便

- ① 帰国希望者については、感染者の搭乗等が想定されない状況において、できるだけ早く定期便で帰国してもらうことが望ましい。このため、在外公館を通じ、在外邦人に早期帰国を呼びかけるとともに、航空会社に臨時便（増便）運航の検討を呼びかける。
- ② 直行便が発着する都市で新型インフルエンザが発生し、緊迫した状態にある場合、感染者の侵入防止の徹底や国内受入体制（検疫、停留等）に対応した入国者の量的・時間的調整を行う観点から、航空会社や船会社に対し運航自粛を要請するとともに、代替的帰国手段を活用することが考えられる。
（注）航空機の定期便については、輸送力が大きい反面、在外邦人だけでなく、発生国から入国しようとする外国人も利用できるため、定期便の運航自粛と代替的帰国手段の活用を行えば、輸送力は限定的となるものの、在外邦人を優先的に帰国させることができる。
- ③ 運航自粛要請を行う場合、新型インフルエンザの感染力や致死率、帰国を希望する在外邦人の数、利用可能な代替輸送手段の有無とその能力、発生国による代替輸送手段受入れの可能性、第3国経由の入国者が増加する可能性、国際的義務、国際社会の動向等を踏まえ、総合的に検討を行うことが必要である。

④ 運航自粛要請を行う場合の手順は、次のとおり。【別紙7参照】

i) 厚生労働省は、国際航空機・旅客船の運航自粛の必要性について、国際保健規則の要件の充足の有無を確認するとともに、国土交通省との連携の下、当該措置の国際的な水準から見た妥当性に関し慎重な考慮を払いつつ、検討を行う。

(注) 国際民間航空機関 (ICAO) ガイドラインによれば、公衆衛生を理由として船舶又は航空機の入港を禁止できるのは、科学的根拠に基づき、WHO の指針・助言に従って行われた場合等。国際保健規則 (IHR) において、締約国が国際旅客の出入禁止等の措置を実施する場合、その科学的根拠を WHO に提供する必要がある。

ii) 厚生労働省は、外務省及び国土交通省との協議の上、対策本部に運航自粛についての方針を上申し、対策本部は方針を決定する。

iii) 対策本部の決定を踏まえ、国土交通省は各事業者あて対策本部の決定内容を伝達し、外務省は在外邦人に対し決定内容を周知するよう努める。

(2) 民間航空機等のチャーター便

① 新型インフルエンザの発生状況や国内の受入体制を踏まえ、在外邦人の帰国を早めてもらう必要がある場合、臨時便とともに、チャーター便の活用を検討する。

② また、発生国側の事情により定期便が運航停止した場合及び航空会社や船会社に対し、定期便の運航自粛を要請する場合、在外邦人の帰国手段を確保するため、政府専用機等の派遣の検討を進めるとともに、チャーター便の活用について航空会社等と協議する。

(注) チャーター便は、基本的には在外邦人を対象とするが、友好国から同国民の退避への協力を要請された場合、国際協力の観点から断りきれないことがある。

(3) 政府専用機、自衛隊の航空機・艦船の派遣

① 政府専用機、自衛隊の航空機・艦船による在外邦人の輸送については、民間航空機等の輸送能力、利用可能な航空機等の機種、機体の手配に要する時間等を総合的に勘案して、在外邦人の保護についての対策本部の決定に基づき、外務大臣からの依頼により行う。この場合、自衛隊機等により、在外邦人を発生国から検疫集約実施空港・港湾まで輸送することを検討する。

② ただし、次の点に留意する必要がある。

a. 政府専用機や自衛隊航空機の輸送能力は限定的であること。

b. 艦船の場合、一定の日数がかかること。

c. 現地でのグランドハンドリング（誘導、搭乗橋の装着、給油、荷物運搬等）の確保が困難である可能性があること。

d. 機内・艦艇内には感染防止のための空調設備や隔離設備は設けられておらず、搭載可能な設備も存在しないこと。

(参考)

1. 政府専用機は約 140 人、C-130 は約 80 人搭乗可能。

2. おおすみ型輸送艦の収容人員は最大約 1000 人（簡易ベッド等を使用）。

3. 航空機・艦船の海外派遣に当たっては、外務省による防衛省への依頼から派遣までの準備行為に3日程度かかる。また、自衛隊の海外派遣には、閣議決定が必要。

- ③ 外務大臣から邦人の輸送依頼があった場合、防衛大臣は、輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができるが（自衛隊法第84条の3）、このためには、次のような条件を満たすことが必要となる。
- a. 管制・保安施設、航空機の離発着や船舶の出入港に必要な滑走路、埠頭等が正常に機能していること、現地でのグランドハンドリングが確保されていること（通常日本の航空会社を通じて現地業者に委託）など、発生国における輸送拠点となる空港・港湾の安全の確保が確認されていること。
 - b. 機内・艦艇内において発症者が出た場合に備え、医師・看護師を搭乗させること。医師等の確保については、自衛隊医務官の活用を含め、関係省庁の協力を得て、外務省が手配する。
 - c. 搭乗・乗船前に、在外邦人の感染の有無についてチェックを行うこと。具体的には、在外公館を通じ、出発国・地域の検疫当局への依頼及び搭乗者からの健康状態質問票の徴収を行う。
 - d. 自衛隊員に対し、感染予防措置を講ずること（X I 参照）。

（4）海上保安庁の航空機・巡視船の派遣

- ① 海上保安庁の航空機等を使用する場合、対策本部の決定を踏まえ、外務大臣から邦人輸送について協力要請を行う。
- ② 海上保安庁の航空機や巡視船の輸送能力は、限定的である。また、巡視船の場合、一定の日数がかかる。
（参考）航空機の輸送人員は10数人、巡視船の輸送人員は最大約70人（いずれも運航要員等を除く。）
- ③ 海上保安庁の航空機等についても、自衛隊機等の場合と同じく、輸送の安全を確保するための条件を満たすことが必要である。

3. 発症者又は感染したおそれのある在外邦人への対応

- ① 外務省・在外公館では、在外邦人に対し、発生国において、現地医療機関の対応能力喪失により十分な治療を受けられなくなる可能性があることから、早期の退避を検討するよう勧めるが、発症者や感染したおそれのある者に対しては、現地医療機関の診察・治療を受けるよう、新型インフルエンザ指定医療機関や受診方法などを案内する。
- ② 発症者等に対しては、現地医療機関の対応能力喪失やタミフル払底等の緊急・特例的な状況下において他に代替措置がない場合に、応急措置的に在外公館備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の授与等を検討する。
- ③ 国土交通省は、発熱しているなど発症の疑いが濃厚な在外邦人がチェックインしようとした場合には、厚生労働省が作成した指針に従い拒否を行うべきことを、航空会社・船舶会社

に注意喚起する。

VI. 発生国から入国しようとする外国人への対応

1. 基本的な考え方

- 新型インフルエンザが発生した場合、在外邦人の帰国者が急増し、検疫・上陸審査の手続きが大幅に遅れたり、停留場所の確保が困難になることが予想される。このため、在外邦人の帰国を優先させるとともに感染者の侵入防止の徹底を図る観点から、発生国からの外国人の入国を可能な限り減少させるため、状況に応じ、以下の措置を講ずる。

2. 在外公館における措置

- ① 発生国・地域に所在する在外公館では、厚生労働省の検疫強化措置に連携して、査証申請時に「健康状態質問票」及び「非感染証明書」を徴収し、非感染が証明できない場合には、査証を発給しない（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第1号）。これにより、外国人来航者の減少が期待できる。【別紙6参照】
- ② 事態の進展に応じ、対策本部の決定に基づき、緊急事案等の必要不可欠な渡航を除き、査証発給を停止する。これにより、外国人来航者の減少が期待できる。さらに、感染拡大が進めば、これらの措置の対象国・地域を拡大する。
- ③ ただし、水際対策としての査証措置の実効性については、限界がある。
 - ・ 査証担当者には検疫上の知見はなく、関係書類の確認を行うにすぎないこと。
 - ・ 査証の有効期間は3か月であり、上記①の措置の実施前に査証を取得した者が感染して来航する可能性があること、また、査証取得後に感染して我が国に来航する可能性があること。
 - ・ 上記②の査証発給制限を行っても、制限措置実施前に取得した査証をもって来航する者がいるため、直ちに来航者を絞り込むことは困難であること。
 - ・ 我が国への入国に際し査証取得が不要な者、すなわち、再入国許可取得者、数次査証取得者（有効期間3～5年）及び発生国に居住する第3国の査証免除措置対象国籍者は、措置の対象外となること。
（参考）平成18年の外国人入国者数約810万人のうち約140万人が再入国許可による入国（法務省統計による）。

3. 入国審査における措置

- ① 外国人が新型インフルエンザ感染者であれば、入管法第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当する。検疫における入院措置といった入院のための上陸は、入管法上、上陸許可の対象とならないが、検疫手続きにおいて、外国人が感染していることが発見された場合、検疫所から入管当局に入院措置を行う旨通報され、入院措置が終了すれば、上陸申請前の状態に戻されることとなる。

- ② なお、上陸申請時において初めて感染者であることが判明した場合は、直ちに検疫所に通報し指示を仰ぎ、検疫手続きに差し戻す。

4. 密入国者への対応

- ① 発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な防護措置を講じた上、所要の手続きをとる。
- ② 水際対策関係省庁は、発生国から到着する船舶等に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロールの強化を行う。

Ⅶ. 第三国から入国しようとする発生国在住・滞在者への対応

1. 基本的な考え方

- 発生国からの帰国者の受入体制、外国人の入国制限等の観点から、発生国からの直行便について運航自粛を要請したとしても、第三国に一旦入国し、そこからの入国が自由であれば、対策の意味がない。このため、第三国からの入国をチェックし、発生国での滞在の有無を把握するための方策を講ずる。

2. 第三国から入国しようとする者の捕捉

- ① 第三国から入国しようとする場合、次の3とおりがあがる。
- ・ 発生国を出国し、トランジットで第三国を経由して、我が国に至る場合（旅券上の最終出国証印は発生国）
 - ・ 発生国に在住しており、第三国に一旦入国した後、我が国に至る場合（最終出国証印は第三国）
 - ・ 第三国に在住しており、発生時期前後に発生国に滞在した後、第三国に帰国し、さらに我が国に至る場合（発生国の出国証印があるが、最終出国証印は第三国）
- ② また、第三国から入国しようとする意図としては、次のようなものが考えられる。
- ・ 席が予約できず、発生国からの直行便に搭乗できない場合
 - ・ 発生国に在住（滞在）していた者が、商用（帰国）のため第三国に滞在后、さらに商用で入国しようとする場合
 - ・ 直行便で入国した場合の停留措置を回避しようとする場合
 - ・ 直行便が運航停止となったため、第三国経由で入国しようとする場合
- ③ 現在、上陸審査では、円滑かつ迅速な入国審査を実施する観点から、慎重審査を要する外国人を除き、旅券上の全ての出国証印の確認は行っていないが、航空会社等の協力により、出国証印を簡単に確認することができるようにするとともに、自己申告を促すための工夫を

行えば、第三国からの入国者を把握することが可能になる。

- ④ このため、次の方法により発生国での滞在を把握するとともに、虚偽申告を抑止することとし、そのための協力を航空会社等に要請する。
 - a. 検疫法に基づく質問票（虚偽申告には罰則の適用があることを明記）を、機内アナウンスとともに乗客に配布し、発生国に滞在していたことがある場合にはその旨を記載する等により、検疫に申告するよう、乗客に周知する。
 - b. 機内アナウンスや看板により、入管や税関において旅券の出国証印を確認すること、旅券の最終出国証印が押されているページを開いて上陸審査に望むことを乗客に周知する。
 - c. 上陸審査では、邦人及び外国人の全ての旅券について、一定程度以降の日付の発生国の出国証印をチェックし、これがあつた場合、速やかに検疫に通報する。

VIII. 検疫実施空港・港湾の集約化

1. 基本的な考え方

- ① 発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から患者が発生した場合であっても感染の拡散防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより更なる検疫強化を図るため等の公衆衛生上の観点から、発生国から来航する航空機・船舶を4空港（成田・関西・中部・福岡）及び3港（横浜・神戸・関門）等に集約化する。
- ② この決定は極めて短期間に行う必要があることから、検疫ガイドラインを参照するほか、検疫集約化の実施手順・方法、濃厚接触者の停留のあり方、検疫、入国審査、税関等における対応等を具体的に整理しておくことが必要である。
（注）検疫ガイドライン（平成19年3月、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議）

2. 検疫実施空港・港湾の集約化の流れ

- ① 厚生労働省は、新型インフルエンザ発生の可能性が生じた場合、水際対策関係省庁に情報提供を行うとともに、WHO、在外公館、非公式情報ネット、国立感染症研究所等からの情報を収集・分析し、発生の有無及び検疫集約化の必要性について検討を行い、関係省庁との協議を開始する。【別紙8参照】
- ② 厚生労働省は、対策本部又は閣僚会議に検疫集約化の開始を上申し、対策本部等は、必要に応じ諮問委員会の意見を聞きつつ、方針を決定する。なお、急を要する場合には、対策本部を設置する前から検疫集約化の準備を開始する。
- ③ 対策本部の決定後、直ちに、厚生労働省は各検疫所に対応を指示し、国土交通省は空港・港湾管理者や航空会社・船会社に決定内容を伝達し、速やかに検疫集約化を開始する。
- ④ 厚生労働省及び国土交通省は、定期便が着陸・寄港すべき空港・港湾を指定するための具体的手順を決めておく。なお、新型インフルエンザが一国内の一部地域で発生した場合、当

該国の国土の広さや国内の移動手段の状況、国内の受入体制等を踏まえ、検疫集約化の対象地域を感染拡大に応じて順次拡大していくのか、当該国からの便を一斉に集約するのかといった点について検討を行うことが必要である。

3. 各機関等の対応（検疫・入国審査・税関等）

- ① 各検疫所では、検査機器の整備（リアルタイム PCR 機器）や乗客に配布する簡易マスクの確保は既に措置済みであるが、次の点について、空港会社等と早急に調整を行う。
 - ・ 検疫の実施場所（オープンスポット使用、到着ゲートの専有化）
 - ・ 1 人の有症者につき濃厚接触者（新型インフルエンザ発生時にその範囲を定義。現在の鳥インフルエンザ（H5N1）の場合、20 人程度）の待機場所の確保
 - ・ 濃厚接触者等感染のおそれのある者の停留（後述）
 - ・ 検疫時のトラブル発生時に備えた警備
 - ・ 他検疫所からの職員の派遣、医師・看護師の確保、宿泊施設の確保
- ② 入国審査・税関では、集約化された検疫空港・港湾に対し、必要に応じ、応援のための職員の派遣等を行うとともに、そのための宿泊施設の確保等を行う。
- ③ 海上保安庁は、航行警報等により、船舶に対して検疫港の集約に関する情報を提供する。
- ④ 国土交通省は、検疫の強化に伴う離発着の遅延等に備え、空港運用時間の延長について、あらかじめ関係者との調整を行う。また、検疫所では、離発着が遅延する場合、夜間においても検疫を行う。

Ⅸ. 感染したおそれのある者に対する停留措置

1. 基本的な考え方

- ① 新型インフルエンザについては、患者と接触した者が発症するまでに潜伏期間があるため、水際で侵入を防ぐためには、発症前の健康な状態にある接触者に対しても、一定期間発症しないことを確認するための停留措置を行う。
- ② このため、新型インフルエンザに感染したおそれのある者については、医療機関以外の施設においても停留できるようにするとともに、感染力及び重篤性が非常に高い場合には、発生源からの入国者全員の停留もできるようにする（改正検疫法）。

2. 停留の場所等

（1）停留場所の確保

- ① 新型インフルエンザに感染したおそれのある者の停留先としては、限られた資源を有効に活用する必要があることから、医療機関以外の施設を活用する。その場合、
 - ・ その時点では発症していない者を 10 日間程度、一定の場所に留まってもらう必要が

あるため、肉体的・精神的負担が少なく過ごすことができ、衛生面でも問題がない施設
・ 発症したとしても、まん延防止措置をとることが可能な個室管理ができる施設
が適当であるため、ホテル等の宿泊施設を確保することが必要である。

- ② 濃厚接触者を収容する宿泊施設の確保については、厚生労働省において、自治体や関係団体に説明するとともに、個々の宿泊施設と部屋の借上げについて早急に交渉を行う。宿泊施設における停留の実施手順、職員に対する研修・訓練の実施、使用料等についても調整を行う。
- ③ 集約化された空港・港湾近辺では、宿泊施設の部屋数は限られているため、他の施設の利用についても検討を行う。
 - ・ 検疫所から離れた場所にある宿泊施設へのバスでの移送
 - ・ 国や自治体、企業等の研修施設、保養施設等の活用
- ④ また、新型インフルエンザの発生状況によっては、停留予定者数が既存の宿泊施設の収容能力を超えることも考えられ、その場合の対応について、在外邦人の帰国の量的・時間的調整や代替的な停留場所の確保を含め、検討を行うことが必要である。

(2) 停留者への対応

- ① 停留者に対する食事等の生活支援については、停留者と直接接しない範囲でそれぞれの宿泊施設に行ってもらえるよう、厚生労働省において交渉を行う。借上げ対象の宿泊施設において、停留者と接触する可能性のある者には、防護服やマスクを配布する。感染暴露した者に対し抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行い、また、停留者の健康状態の観察を行うため、停留を行う宿泊施設・船舶において医師・看護師を確保する。
- ② 検疫法上、停留者は、停留場所から外に出ることはできないが、その監視及び外出しようとする者に対する説得等については、基本的には、厚生労働省職員が行う。停留者が相当な数にのぼり、厚生労働省職員だけでは対応できなくなる場合の対応については、他に協力を求めることも含め、検討を行うことが必要である。
- ③ 警察及び海上保安庁は、検疫所等からの要請に基づき、停留場所でのトラブル発生に備え、警備体制を強化する。

X. 国内で新型インフルエンザの感染が生じた場合の対応

- ① 我が国で新型インフルエンザの感染が生じた場合、国際保健規則（IHR）を踏まえ、国際的な責任を果たす観点から、国外に感染を拡大させないよう、感染者を国内に封じ込めることが必要である。
(注) 国際保健規則では、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に対応するための能力として、参加国に対し、到着又は出発する旅行者に対する出入国管理を実施できる能力を要求している。

- ② 対策本部は、感染したおそれがある者に対し、不要不急の出国を自粛するよう勧告し、厚生労働省、外務省等は、ホームページ等においてこれを周知する。また、国土交通省は、発熱しているなど発症の疑いが濃厚な者がチェックインしようとした場合には、厚生労働省が作成した指針に従い拒否を行うべきことを、航空会社・船舶会社に注意喚起する。
- ③ 外務省は、在外邦人に対し、新型インフルエンザ発生を受けて日本国内で出される警報や避難措置の指示など関係省庁から迅速に連絡を受け、情報の提供に努める。

X I. 水際対策関係者の感染予防対策

- ① 感染予防の基本は、防護服やマスク（PPE）の着用、感染暴露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与である。水際対策関係機関は、事前にPPEの整備を行い、厚生労働省は、予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、関係機関への配布方法等について検討を行う。
- ② 新型インフルエンザが海外で発生した場合、水際対策関係者（注）については、直ちに感染暴露するおそれがあることから、医療従事者及び社会機能維持者として、発生直後に本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。
（注）水際対策関係者の具体的な範囲については、別途検討を行う。
- ③ 新型インフルエンザ発生前に、プレパンデミックワクチンの事前接種による一定の効果が期待される場合には、水際対策関係者に対し、発生前にあらかじめ接種することを検討する。その場合、対象者数、接種の実施時期、同意の取り方、副反応に対する補償等について検討を行う。

（参考）プレパンデミックワクチンの主な副反応は、紅班、腫張、熱感、硬結等の局所症状、頭痛、倦怠感などであり、添付文書に記載されている重大な副反応としては、まれではあるが、ショック、アナフィラキシー様症状（蕁麻疹、呼吸困難、欠陥浮腫等）、急性散在性脳脊髄炎、ギランバレー症候群（四肢の弛緩性麻痺等）、けいれん、肝機能障害、黄疸、喘息発作などが生じることがあるとされる。

X II. 水際対策実施の具体的なイメージ

- ① 2003年にSARSが発生した際の関係機関の対応は、【別紙9】のとおり。
- ② 外国で新型インフルエンザが発生した場合の政府の対応について、1つの例を示せば、【別紙10】のとおり。

国(地域)別総数 邦人数上位50位推移 1~25位

順位	平成 18 年 10 月 1 日現在			平成 17 年 10 月 1 日現在			平成 16 年 10 月 1 日現在	
	国・地域名	邦人数	前年比	国・地域名	邦人数	前年比	国・地域名	邦人数
1	アメリカ合衆国	370,386	+5.32%	アメリカ合衆国	351,668	+3.62%	アメリカ合衆国	339,387
2	中華人民共和国	125,417	+9.15%	中華人民共和国	114,899	+15.85%	中華人民共和国	99,179
3	ブラジル	64,802	▲1.73%	ブラジル	65,942	▲4.46%	ブラジル	69,019
4	英国	60,751	+10.49%	英国	54,982	+8.14%	英国	50,845
5	オーストラリア	59,285	+11.92%	オーストラリア	52,970	+8.04%	オーストラリア	49,029
6	カナダ	44,158	▲3.82%	カナダ	45,914	+12.44%	カナダ	40,833
7	タイ	40,249	+10.80%	タイ	36,327	+11.98%	フランス	34,696
8	ドイツ	33,608	+4.99%	ドイツ	32,011	+8.62%	タイ	32,442
9	フランス	30,863	+7.91%	フランス	28,602	▲17.56%	ドイツ	29,470
10	シンガポール共和国	26,370	+5.90%	シンガポール共和国	24,902	+16.16%	シンガポール共和国	21,437
11	大韓民国	22,488	+2.37%	大韓民国	21,968	+7.73%	大韓民国	20,391
12	台湾	16,402	▲0.91%	台湾	16,553	+2.39%	台湾	16,166
13	フィリピン	13,440	+4.08%	ニュージーランド	13,289	+6.16%	ニュージーランド	12,518
14	ニュージーランド	12,219	▲8.05%	フィリピン	12,913	+3.32%	フィリピン	12,498
15	アルゼンチン共和国	11,692	▲1.89%	アルゼンチン共和国	11,917	+1.09%	アルゼンチン共和国	11,789
16	インドネシア	11,090	▲1.17%	インドネシア	11,221	▲1.60%	インドネシア	11,403
17	イタリア	10,489	+7.33%	マレーシア	10,347	+1.36%	マレーシア	10,208
18	マレーシア	9,928	▲4.05%	イタリア	9,773	+11.51%	イタリア	8,764
19	スイス	7,438	+8.00%	オランダ王国	7,602	+12.34%	オランダ王国	6,767
20	オランダ王国	7,150	▲5.95%	スイス	6,887	+1.98%	スイス	6,753
21	ベルギー王国	6,658	+1.00%	ベルギー王国	6,592	+5.40%	ベルギー王国	6,254
22	スペイン	6,315	+2.07%	スペイン	6,187	+2.79%	スペイン	6,019
23	メキシコ合衆国	5,722	+3.47%	メキシコ合衆国	5,530	+19.77%	メキシコ合衆国	4,617
24	ベトナム	4,754	+13.00%	ベトナム	4,207	+8.51%	ベトナム	3,877
25	グアム	3,703	+2.38%	パラグアイ	3,694	▲0.65%	パラグアイ	3,718

(資料) 外務省「海外在留邦人統計(平成19年版)」

都市別総数 邦人数上位50位推移 1～25位

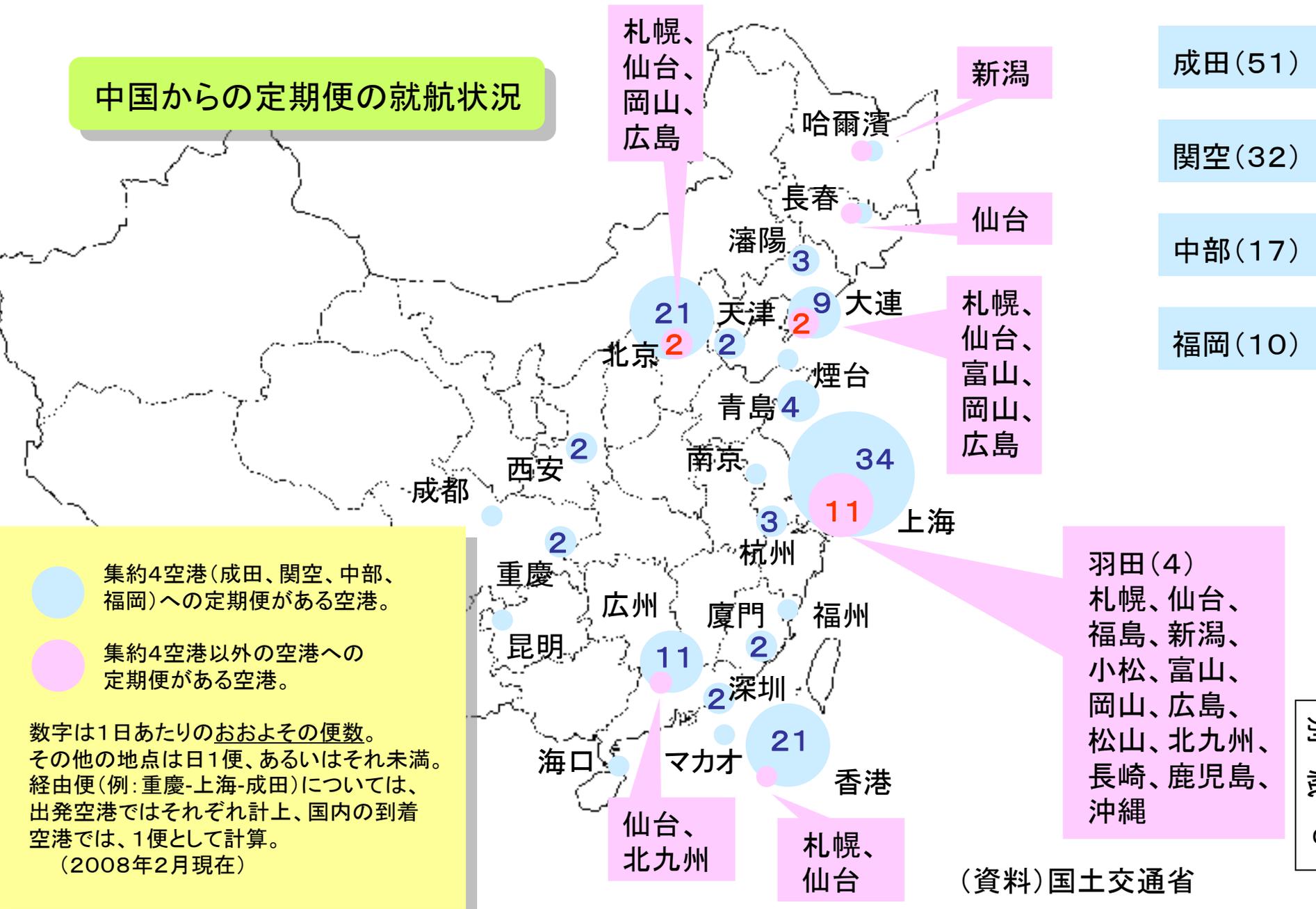
順位	平成 18 年 10 月 1 日現在			平成 17 年 10 月 1 日現在			平成 16 年 10 月 1 日現在	
	都市名	邦人数	前年比	都市名	邦人数	前年比	都市名	邦人数
1	ニューヨーク首都圏	61,364	+3.51%	ニューヨーク首都圏	59,285	▲1.93%	ニューヨーク首都圏	60,451
2	ロサンゼルス	59,220	+17.26%	ロサンゼルス	50,503	+8.59%	ロサンゼルス	46,507
3	上海	43,990	+9.25%	上海	40,264	+18.00%	上海	34,122
4	バンコク	29,919	+10.85%	バンコク	26,991	+11.26%	香港	25,541
5	香港	27,270	+3.63%	香港	26,316	+3.03%	バンコク	24,260
6	ロンドン	26,597	+9.95%	シンガポール	24,902	+16.16%	ロンドン	23,402
7	シンガポール	26,370	+5.90%	ロンドン	24,189	+3.36%	シンガポール	21,437
8	シドニー	23,573	+10.98%	バンクーバー	22,530	+12.99%	バンクーバー	19,939
9	バンクーバー	19,753	▲12.33%	シドニー	21,240	+10.43%	シドニー	19,234
10	ホノルル	15,027	+11.80%	サンパウロ	15,454	▲2.53%	パリ	16,097
11	サンパウロ	14,776	▲4.39%	ホノルル	13,441	▲1.60%	サンパウロ	15,855
12	サンフランシスコ	14,575	+14.04%	サンフランシスコ	12,781	▲17.08%	サンフランシスコ	15,413
13	サンノゼ	13,124	+8.14%	サンノゼ	12,136	+32.16%	ホノルル	13,659
14	パリ	12,720	+15.69%	パリ	10,995	▲31.70%	サンノゼ	9,183
15	北京	12,260	+12.58%	北京	10,890	+43.50%	サンディエゴ	9,074
16	サンディエゴ	11,056	+11.27%	サンディエゴ	9,936	+9.50%	メトロマニラ首都圏	8,956
17	メルボルン首都圏	9,414	+9.31%	台北(台湾)	8,825	▲1.21%	台北(台湾)	8,933
18	台北(台湾)	8,649	▲1.99%	メルボルン首都圏	8,612	+10.79%	シカゴ	8,498
19	シカゴ	8,623	+0.62%	シカゴ	8,570	+0.85%	メルボルン首都圏	7,773
20	ソウル特別市	8,370	+1.12%	メトロマニラ首都圏	8,485	▲5.26%	ソウル特別市	7,689
21	メトロマニラ首都圏	8,167	▲3.75%	ソウル特別市	8,277	+7.65%	北京	7,589
22	トロント	7,949	+5.31%	デトロイト	8,126	+16.40%	デトロイト	6,981
23	デトロイト	7,838	▲3.54%	トロント	7,548	+16.11%	ジャカルタ	6,978
24	デュッセルドルフ	7,681	+2.87%	デュッセルドルフ	7,467	+24.45%	トロント	6,501
25	ゴールドコースト	6,816	+14.11%	ジャカルタ	6,681	▲4.26%	デュッセルドルフ	6,000

(資料) 外務省「海外在留邦人統計(平成19年版)」

26～50位

順位	平成 18 年 10 月 1 日現在			平成 17 年 10 月 1 日現在			平成 16 年 10 月 1 日現在	
	都市名	邦人数	前年比	都市名	邦人数	前年比	都市名	邦人数
26	蘇州(江蘇省)	6,571	+19.87%	ゴールドコースト	5,973	+6.55%	シアトル	5,978
27	ジャカルタ	6,478	▲3.04%	ボストン	5,608	+2.90%	蘇州(江蘇省)	5,771
28	広州(広東省)	4,890	+28.38%	蘇州(江蘇省)	5,482	▲5.01%	ゴールドコースト	5,606
29	クアラルンプール	4,823	▲7.85%	クアラルンプール	5,234	▲0.36%	ボストン	5,450
30	ブリスベン	4,613	+11.53%	ブエノスアイレス	4,625	+5.74%	クアラルンプール	5,253
31	パース	4,610	+12.69%	アムステルダム	4,504	+18.84%	アトランタ	4,471
32	アムステルダム	4,312	▲4.26%	ブリスベン	4,136	+10.53%	オークランド	4,377
33	ブエノスアイレス	4,308	▲6.85%	パース	4,091	+12.24%	ブエノスアイレス	4,374
34	ブリュッセル	4,276	+19.78%	オークランド	3,984	▲8.98%	ブリュッセル	3,828
35	ポートランド	4,066	+6.05%	ポートランド	3,834	+9.11%	サレイ(州)(英国)	3,803
36	大連(遼寧省)	4,020	+27.82%	広州(広東省)	3,809	+46.84%	アムステルダム	3,790
37	グアム	3,703	+2.38%	グアム	3,617	+5.05%	ブリスベン	3,742
38	深圳(広東省)	3,681	+13.96%	ブリュッセル	3,570	▲6.74%	パース	3,645
39	ミラノ	3,293	+7.93%	深圳(広東省)	3,230	+38.09%	ポートランド	3,514
40	天津	3,261	+7.55%	ミュンヘン	3,146	▲1.66%	グアム	3,443
41	オークランド	3,193	▲19.85%	大連(遼寧省)	3,145	+11.41%	ミュンヘン	3,199
42	ミュンヘン	3,171	+0.79%	ミラノ	3,051	+8.35%	サクラメント	2,964
43	青島(山東省)	3,135	+7.00%	天津	3,032	+4.30%	天津	2,907
44	フランクフルト	3,132	+10.75%	青島(山東省)	2,930	+20.58%	大連(遼寧省)	2,823
45	コロンバス(オハイオ州)	2,677	▲3.64%	フランクフルト	2,828	+3.97%	ミラノ	2,816
46	ケアンズ	2,650	+15.47%	コロンバス(オハイオ州)	2,778	+14.32%	フランクフルト	2,720
47	チョンブリー(タイ)	2,615	+10.99%	シアトル	2,434	▲59.28%	広州(広東省)	2,594
48	ボストン	2,480	▲55.78%	メキシコ連邦区	2,388	+12.11%	ヒューストン	2,476
49	メキシコ連邦区	2,458	+2.93%	チョンブリー(タイ)	2,356	+14.20%	コロンバス(オハイオ州)	2,430
50	ヒューストン	2,270	▲1.77%	ヒューストン	2,311	▲6.66%	青島(山東省)	2,430

中国からの定期便の就航状況



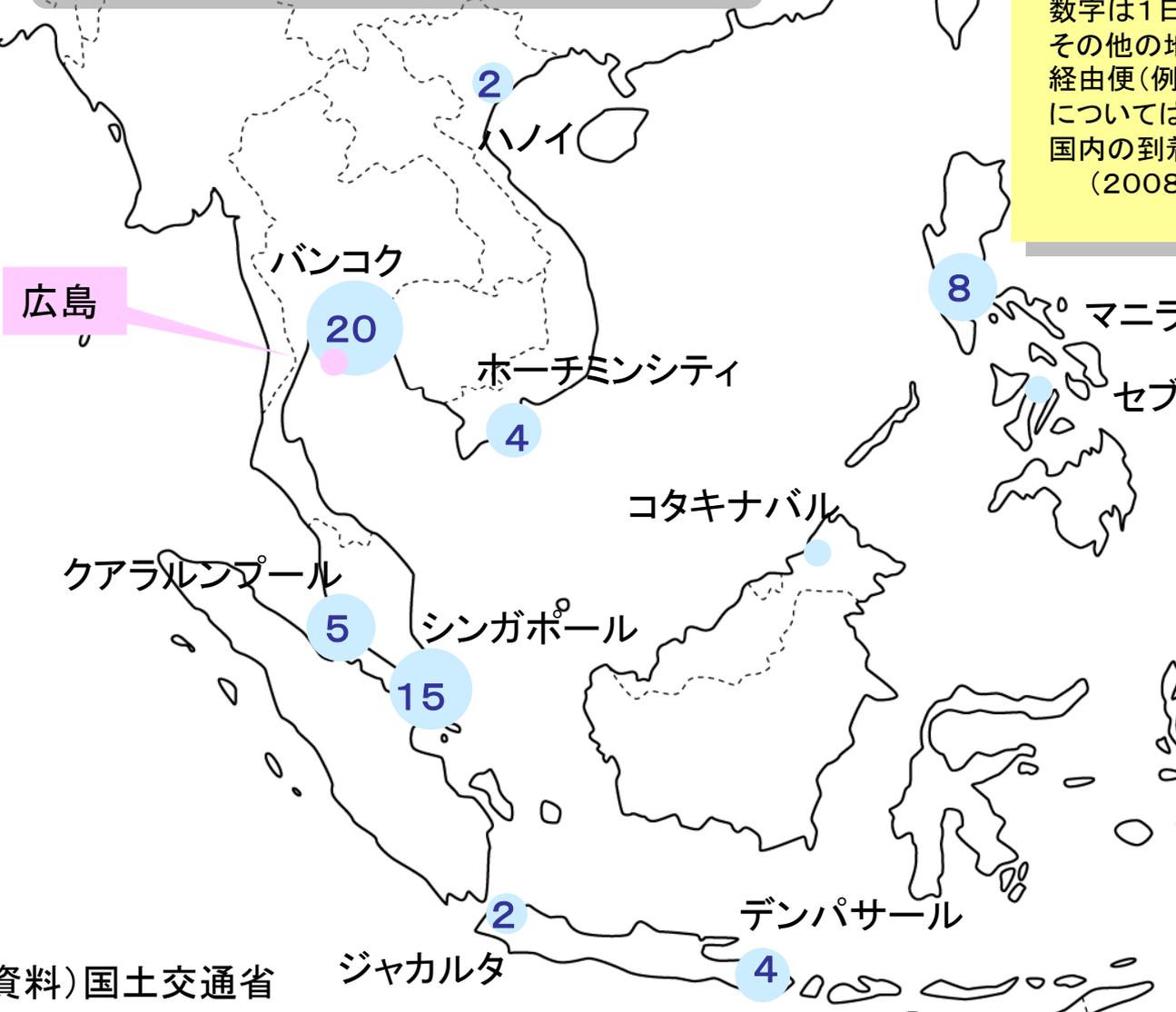
数字は1日あたりのおおよその便数。
 その他の地点は日1便、あるいはそれ未満。
 経由便(例:重慶-上海-成田)については、
 出発空港ではそれぞれ計上、国内の到着
 空港では、1便として計算。
 (2008年2月現在)

(資料)国土交通省

東南アジアからの定期便の就航状況

- 集約4空港(成田、関空、中部、福岡)への定期便がある空港。
- 集約4空港以外の空港への定期便がある空港。

数字は1日あたりのおおよその便数。
 その他の地点は日1便、あるいはそれ未満。
 経由便(例:デンパサール-ジャカルタ-成田)については、出発空港ではそれぞれ計上、国内の到着空港では、1便として計算。
 (2008年2月現在)



(資料)国土交通省

外航客船定期航路の輸送力

1. 日中航路

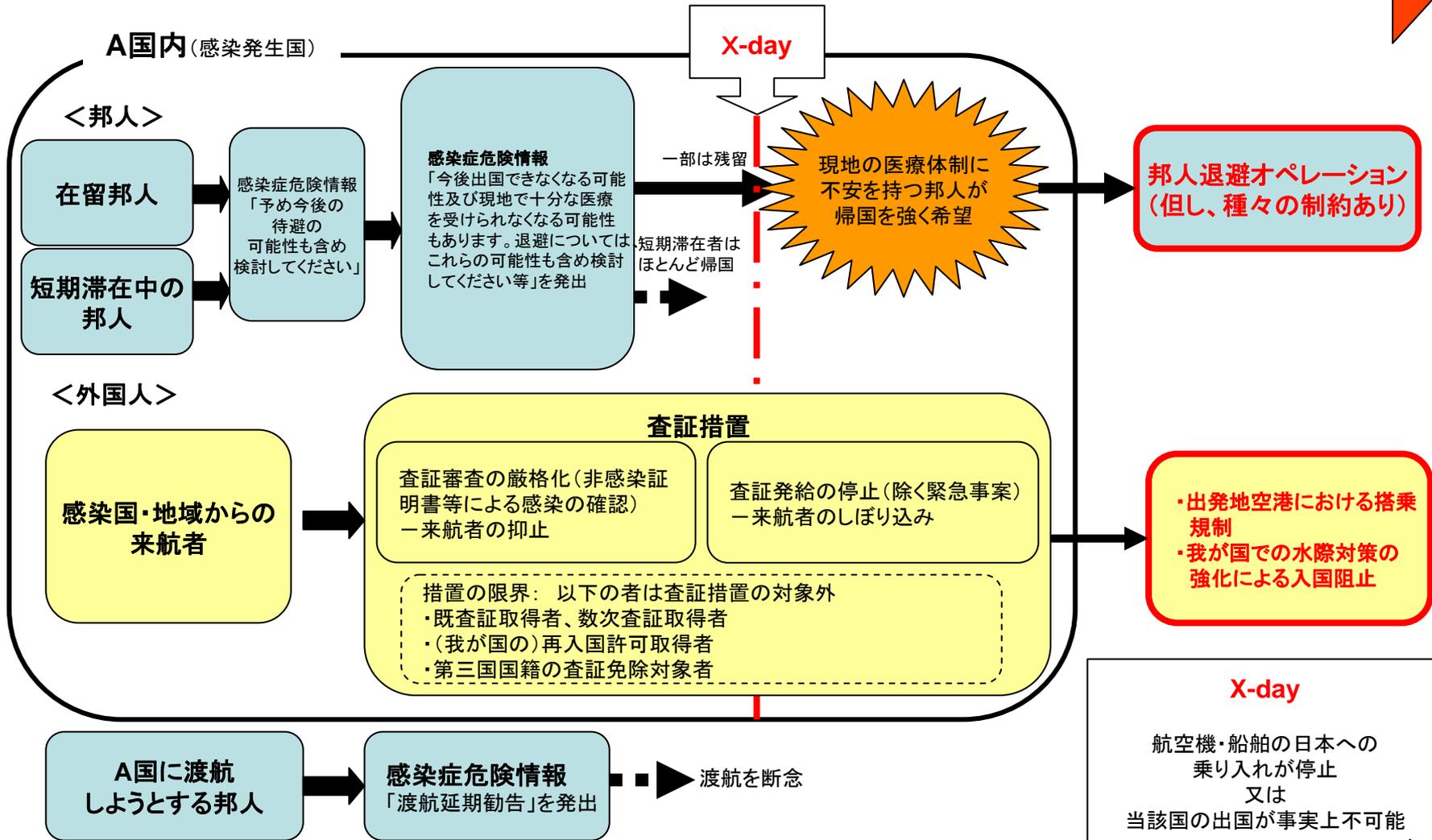
区間	運航者	所要時間 (距離)	隻数	定員 (1隻)	便数
上海～神戸・大阪	中日国際輪渡有限公司	44h (1546km)	1隻	345	1便/週
上海～大阪	上海フェリー(株)	45h (1546km)	1隻	272	1便/週
天津～神戸	チャイナエクスプレスライン (株)	50h (1900km)	1隻	399	1便/週
青島～下関	オリエンツフェリー(株)	25h (1078km)	2隻	350 475	3便/週
太倉～下関	上海下関フェリー(株)	29h (1214km)	1隻	475	1便/週

2. 日韓航路

区間	運航者	所要時間 (距離)	隻数	定員 (1隻)	便数
釜山～博多	カメリアライン(株)	5.5h (215km)	1隻	522	1便/日
釜山～博多	JR九州高速汽船(株) 未来高速(株)	3h (213km)	4隻 3隻	200 221	1便/日
釜山～下関	関釜フェリー(株) 釜関フェリー(株)	12h (228km)	1隻 1隻	460 562	1便/日
釜山～大阪	パンスターライン ドットコム リミテッド	18h (599km)	2隻	682	1便/日

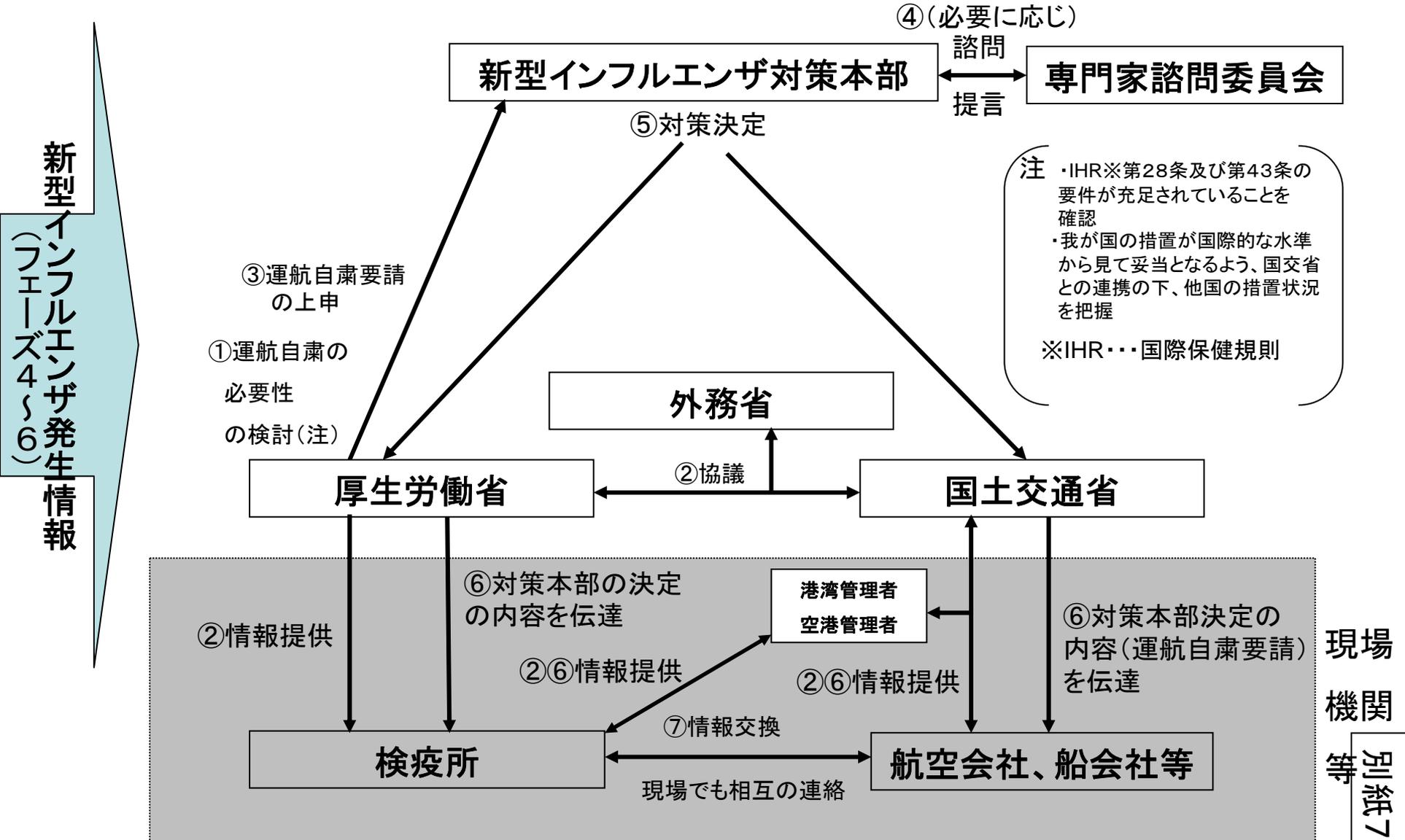
(資料) 国土交通省 (平成20年2月15日現在)

新型インフルエンザ発生国の邦人及び外国人に関する措置と流れ(概要)



(資料)外務省

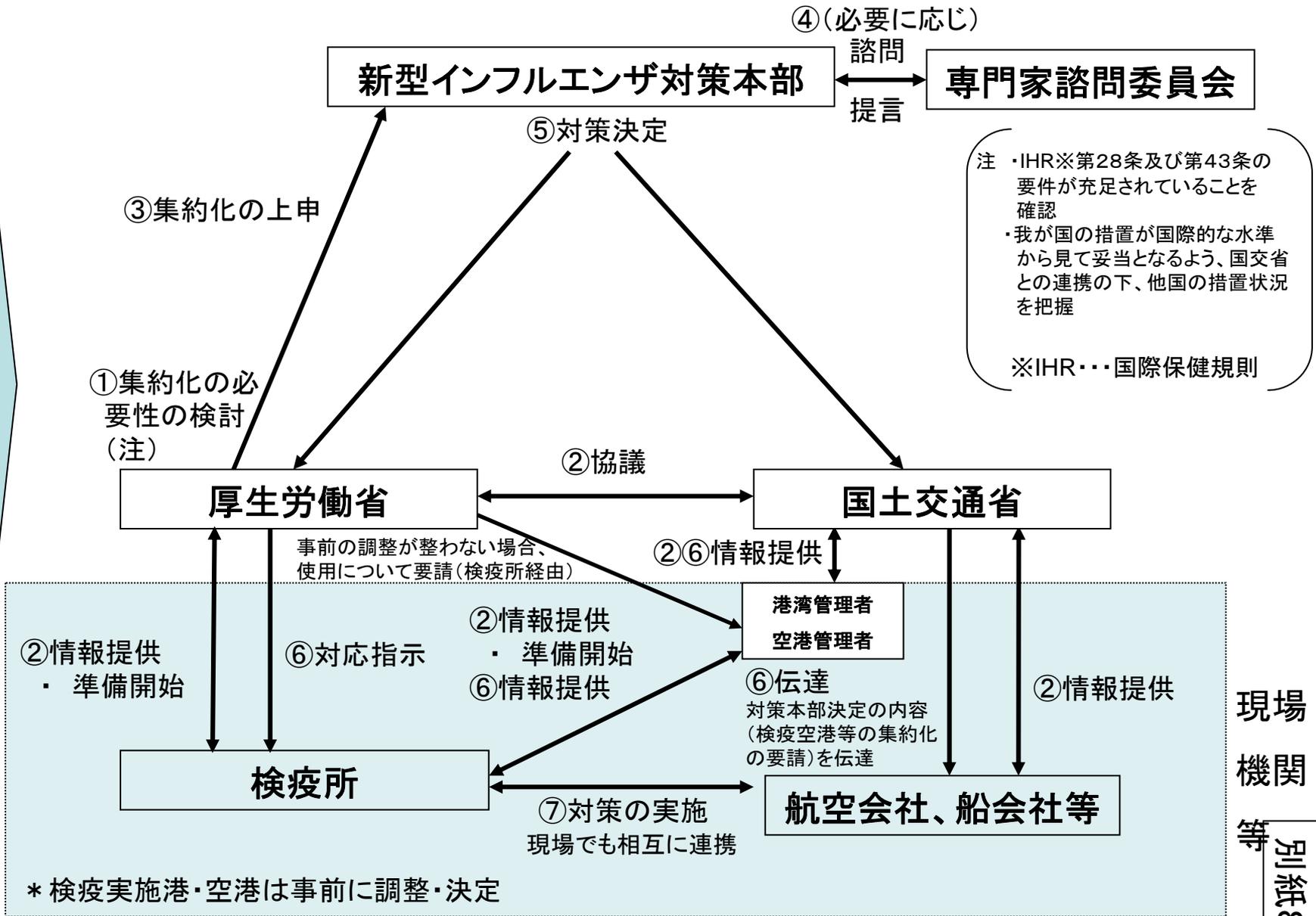
海外で新型インフルエンザの症例が発生した際の 国際航空機・旅客船の運航自粛要請の決定の流れ



(資料)厚生労働省、国土交通省、外務省

海外で新型インフルエンザの症例が発生した際の 国際航空機・国際旅客船の検疫集約化に関する方針決定の流れ

新型インフルエンザ発生情報
(フェーズ4〜6)



(資料)厚生労働省・国土交通省

2003 年 SARS 発生時における関係機関の対応

	中国当局	WHO	日本大使館等	外務省・厚生労働省
2月 11日	広東省での原因不明の肺炎感染を発表			
3月 中旬		原因不明の肺炎が流行と、最初の警告(12日)	広東・香港への渡航注意呼びかけ(19日)	
4月 上旬		広東・香港への渡航延期勧告(2日)	広州日本人学校臨時休校(8日~14日)	広東・香港に危険情報(不要不急の渡航延期) 発出(3日)
中旬		北京を感染地域に指定(11日)	在中国日本商工会議所が説明会開催(10日)	北京に危険情報(十分注意) 発出(12日)
下旬	北京市長解任、患者数を8倍以上に大幅修正(20日) 北京で隔離措置開始(24日) 北京の隔離措置1万人を超える(30日)	北京に不要不急の渡航延期勧告(23日)	北京日本人会が説明会開催(22日) 大使館が日本人会にマスク配布(26日) 天津日本人会が説明会開催(27日) 大使館が留学生の一時帰国を奨励(28日)	北京の危険情報引上げ(不要不急の渡航延期)(22日) 中国全土に危険情報(十分注意) 発出、北京在住者の一時帰国を奨励(29日)
5月 上中旬		天津・内モンゴルに渡航延期勧告(8日)		各検疫所に問診票配布(1日) 天津・内モンゴルの危険情報引上げ(不要不急の渡航延期)(8日)
下旬		広東・香港への渡航延期勧告解除(23日)	北京日本人学校授業再開(22日)	広東・香港の渡航延期勧告解除(24日)
6月 上旬	北京市の隔離措置終了(5日)			「北京在住者の一時帰国奨励」を削除(10日)

(注) 中国全土では、感染者 5,327 名、死亡者 348 名。全世界では、感染者 8,098 名、死亡者 774 名

(資料) 外務省

◎ 新型インフルエンザが発生した場合の政府の初動対応（1つの例）

	X国・周辺国の状況	WHO	新型インフルエンザ対策本部	外務省	厚生労働省	国土交通省	法務、財務、防衛、海保、警察等
1日目	A市で肺炎患者が入院						
6日目	患者は、多臓器不全により5日後に死亡し、家族や医療関係者にも同様の症状		官邸に情報連絡室を設置	情報収集・提供	情報収集・提供		
7日目	WHOに専門家派遣要請						
8日目		専門家チームを派遣	関係省庁対策会議を開催し、検疫強化の指示、最初の感染症危険情報発出等の決定	最初の感染症危険情報(不要不急の渡航延期、帰国の可能性の検討)の発出、査証審査の厳格化	検疫所にX国からの直行便の検疫強化を指示。検疫集約化に向けた協議開始	検疫集約化に向けた協議開始	検疫集約化に向けた調整開始
10日目		地域封じ込めの準備開始	関係閣僚会議を開催し、検疫集約化等の準備を指示 官邸連絡室を設置		検疫所に検疫集約化の準備を指示 検疫所が宿泊施設に対し借上げを要請	航空会社、空港会社等に検疫集約化の準備に関する情報提供	出先機関に検疫集約化に対応した準備を指示
12日目	A市の地域封じ込め開始	フェーズ4を宣言。X国への渡航延期を勧告	対策本部を設置。フェーズ4aを宣言し、検疫集約化・停留開始、感染症危険情報発出等を決定 官邸対策室を設置	X国からの外国人に対する査証発給制限 感染症危険情報(医療を受けられなくなる可能性、退避の検討)の発出	検疫集約化・停留開始	航空会社、空港会社等に検疫集約化の決定を伝達	出先機関に検疫集約化の決定を伝達 警備の強化を指示 上陸審査時に旅券の出国証印を確認
14日目			対策本部開催				
16日目	X国の隣国が国境を封鎖、航空機等の運航を停止		対策本部開催		運航自粛の必要性について外務省・国土交通省と協議開始		
17日目	A市の地域封じ込め失敗を確認。感染力が極めて強いことが判明		対策本部開催		検疫所による宿泊施設の借上げ拡大		
18日目	在留邦人の中で不安広がる。		対策本部開催。運航自粛要請とチャーター便派遣の決定。	航空会社にX国へのチャーター便運航を依頼	X国への運航自粛の必要性を対策本部に上申	航空会社等にX国への運航自粛に関する決定を伝達	防衛省は、X国への自衛隊機等派遣の検討を開始
19日目	国内各地に感染拡大	フェーズ5を宣言	対策本部開催。フェーズ5aを宣言				
20日目			対策本部開催	防衛省等にX国への自衛隊機等派遣を協議			
21日目	隣のY国でも感染者が発見	Y国への渡航延期を勧告	対策本部開催。X国への自衛隊機等の派遣、Y国便の検疫集約化を決定	防衛省等にX国への自衛隊機等派遣を依頼	Y国便の検疫集約化開始	航空会社等にY国便の検疫集約化の決定を伝達	自衛隊機等の派遣のための準備行為開始
22日目			【以下、X国と同様の対応】	【以下、X国と同様の対応】	【以下、X国と同様の対応】	【以下、X国と同様の対応】	
23日目			↓	↓	↓	↓	X国に自衛隊機等を派遣
24日目			↓	↓	↓	↓	X国から帰国希望者は全て帰国
25日目	Y国での感染拡大		↓	↓	↓	↓	